

平成26年10月31日 金曜日

福島県報号外第53号別冊

福島県人事行政の運営等の状況

平成26年10月

～ 目 次 ～

	頁
I 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 復旧・復興に向けた人員の確保	1
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	2
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	3
(4) 職員の手当の状況	4
(5) 特別職の報酬等の状況	7
(6) 公営企業職員の状況	7
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	13
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	13
(3) 病気休暇及び特別休暇の状況	13
(4) 介護休暇の取得状況	14
4 職員の休業に関する状況	
(1) 育児休業等の利用状況	14
(2) 自己啓発等休業の利用状況	15
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	16
(2) 懲戒処分の状況	17
6 職員のサービスの状況	18
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の実施状況	19
(2) 勤務成績の評定の状況	21
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	22
(2) 公務災害等の状況	24
(3) 職員の利益の保護の状況	24
9 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	25
(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況	25
II 福島県人事委員会の業務報告（平成25年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	26
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	29
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	29
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	29
5 人事行政相談の状況	29
6 その他	30

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機関名	職員数				対前年度増減数 (前年同月比較)	主な増減理由
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		
知事部局	5,325 (209)	5,240 (241)	5,381 (271)	5,529 (287)	148 (16)	震災対応等のための増員
企業局	40 (2)	42 (2)	41 (0)	40 (0)	△ 1 (0)	
病院局	704 (22)	674 (23)	616 (11)	355 (10)	△ 261 (△ 1)	県立会津総合病院の廃止、新規採用職員 の減
議会事務局	36 (0)	36 (1)	36 (1)	36 (1)	0 (0)	
教育委員会	17,505 (25)	16,963 (36)	16,773 (37)	16,615 (50)	△ 158 (13)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,577 (30)	4,059 (34)	3,981 (38)	3,997 (34)	16 (△ 4)	震災対応等のための増員
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	23 (0)	23 (1)	24 (1)	24 (1)	0 (0)	
人事委員会事務局	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	11 (0)	11 (0)	11 (0)	11 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会事務局	5 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合計	27,243 (288)	27,071 (338)	26,886 (359)	26,630 (383)	△ 256 (24)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、() 内は再任用短時間勤務職員※で外書です。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員

(2) 復旧・復興に向けた人員の確保

知事部局では、東日本大震災及び原子力災害からの復旧及び復興事業を着実に推進するため、暫定的に職員の定数を増員し、任期付職員の採用や地方自治法に基づく都道府県等からの職員派遣の要請などにより、必要な人員の確保を図っています。

ア 条約定数の状況

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	平成24年10月改正
条約定数	5,862	5,512	5,812

(注) 改正後の条約定数は、復旧及び復興の状況を勘案し、施行後5年以内に検討することとしています。

イ 任期付職員数(各年4月1日現在)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
任期付職員数	-	106	194	269

(注) 1 任期付職員数は、上記(1)の職員数の内数で、特定任期付職員を含む。
2 市町村派遣職員は除く。

ウ 都道府県等からの派遣職員数

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
派遣職員数	150	221	202	198

(注) 1 H23年度からH25年度は、年間の派遣決定数を計上。
2 H26年度は、4月1日現在の派遣決定数を計上。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成25年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職種	平成23年度		平成24年度		平成25年度			
	採用	退職	採用	退職	採用	退職		
						定年	勸奨	その他
一般行政職	189 (219)	423 (57)	364 (242)	353 (54)	550 (272)	154 (0)	58 (0)	144 (32)
医療職	30 (25)	98 (10)	36 (27)	89 (12)	54 (20)	19 (0)	12 (0)	245 (4)
技能労務職	0 (38)	15 (10)	0 (37)	25 (18)	1 (32)	27 (0)	3 (0)	2 (6)
教育職	306 (28)	462 (0)	62 (27)	468 (15)	249 (51)	278 (0)	143 (0)	83 (11)
公安職	507 (23)	157 (14)	205 (18)	407 (19)	354 (25)	87 (0)	20 (0)	261 (19)
合計	1,032 (333)	1,155 (91)	667 (351)	1,342 (118)	1,208 (400)	565 (0)	236 (0)	735 (72)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 平成23年度の退職には、震災対応のため平成22年度に定年退職せず、勤務延長した職員を含みます。

3 ()内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況 (普通会計決算見込み)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
	人	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成25年度	1,976,096	1,794,222,271	10,405,905	256,179,362	14.3
平成24年度	1,980,259	1,577,312,040	5,951,968	264,167,191	16.7
平成23年度	1,991,865	2,231,214,824	5,986,441	275,881,976	12.4

(注) 住民基本台帳人口は、平成23年度及び平成24年度は3月31日現在の数値、平成25年度は1月1日現在の数値です。

イ 職員給与費の状況 (普通会計決算見込み)

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料 千円	職員手当 千円	期末手当・勤労手当 千円	計 千円 (B)	
平成25年度	29,041	121,698,374	21,979,593	44,662,271	188,340,238	6,485
平成24年度	29,087	125,979,889	22,139,167	44,821,641	192,940,697	6,633
平成23年度	29,276	126,975,243	22,883,732	45,283,380	195,142,355	6,666

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各年度4月1日現在)

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H25.4.1	H26.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H25.4.1	H26.4.1
平均年齢	歳月 43.2	歳月 42.9	歳月 53.0	歳月 53.4	歳月 44.0	歳月 44.3	歳月 47.0	歳月 47.3	歳月 38.6	歳月 38.3
平均給料月額	円 338,300	円 336,500	円 376,700	円 369,700	円 395,500	円 397,400	円 406,100	円 409,300	円 324,000	円 322,200
平均給与月額	円 419,966	円 420,082	円 420,630	円 414,461	円 440,058	円 443,344	円 446,243	円 450,813	円 432,070	円 434,930

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

3 平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間、一般職の職員のうち、管理職については給料月額の5%、給料の特別調整額の10%から20%の減額措置を行っていました。
また、平成25年7月1日から平成26年1月31日までの間、職位に応じて、給料月額の4.77%から9.77%、給料の特別調整額の10%の減額措置を行っていました。

イ 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,800円	193,400円
	高校卒	146,900円	157,000円
技能労務職	高校卒	144,500円	153,900円
	中学卒	136,100円	144,300円
高等学校教育職	大学卒	203,100円	215,900円
	高校卒	157,500円	171,100円
小・中学校教育職	大学卒	203,100円	215,800円
	高校卒	157,500円	171,100円
公安職	大学卒	208,000円	227,300円
	高校卒	167,500円	188,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,000円	327,500円	368,600円
	高校卒	212,200円	265,200円	310,900円
技能労務職	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
	中学卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
高等学校教育職	大学卒	313,500円	368,300円	410,500円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
小・中学校教育職	大学卒	315,100円	367,700円	404,400円
	高校卒	在籍者なし	在籍者なし	在籍者なし
公安職	大学卒	294,700円	348,400円	394,200円
	高校卒	257,100円	297,200円	347,700円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（各年4月1日現在）			構成比
		H24	H25	H26	
		人	人	人	%
1級	主事、技師	513	767	899	14.1
2級	主事、技師	359	354	434	6.8
3級	主査、副主査	987	953	922	14.5
4級	主任主査、主査	2,228	2,307	2,367	37.2
5級	副課長、主任主査	793	756	722	11.3
6級	本庁課長、主幹	878	822	773	12.2
7級	本庁次長、本庁課長	153	148	152	2.4
8級	本庁次長	52	56	58	0.9
9級	本庁部長	32	32	33	0.5
10級	本庁部長	2	2	2	0.0
計		5,997	6,197	6,362	100.0

- (注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
職員数 (A)	人 6,080	人 5,997	人 6,197
実施職員数 (B)	人 674	人 631	人 554
比率 (B/A)	% 11.1	% 10.5	% 8.9

(注) 職員数は、各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間3.90月分が2回に分けて支給されます。

1人当たり平均支給額	福島県	国
支給額（平成25年度）	1,639千円	-
支給割合	福島県	国
期末手当（平成25年度）	2.55月分	2.60月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.45月分)
勤勉手当（平成25年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	福島県	国
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	10～25%

（注）加算措置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	福島県	国
自己都合（平成25年度）	6,146千円	-
勤奨・定年（平成25年度）	24,896千円	-
支給率	福島県	国
自己都合 勤続20年	21.62月分	21.62月分
勤続25年	30.82月分	30.82月分
勤続35年	43.70月分	43.70月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
勤奨・定年 勤続20年	27.025月分	27.025月分
勤続25年	36.57月分	36.57月分
勤続35年	52.44月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	福島県	国
定年前早期退職特例措置	2～20%	3～45%

（注）勤奨・定年のうち勤奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勤奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績（平成25年度普通会計決算見込み）	128,261千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	440,759円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	29人	18%
大阪府大阪市	15%	6人	15%
愛知県名古屋市	12%	3人	12%
茨城県つくば市	12%	2人	12%
茨城県水戸市	10%	1人	10%
宮城県仙台市	6%	4人	6%
埼玉県加須市	6%	4人	6%
北海道札幌市	3%	4人	3%
宮城県多賀城市	3%	1人	3%
栃木県小山市	3%	1人	3%
群馬県前橋市	3%	1人	3%
静岡県三島市	3%	1人	3%
医師	15%	34人	15%

（注）上記のほか、他の都道府県の警察官であった者が平成23年12月28日（適用日）以後に、福島県の警察官となった場合の特例措置の対象となる職員に対しては、適用日の前日に在籍していた支給対象地域に係る支給率等により支給しています。

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成25年度普通会計決算見込み）	1,580,602千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	147,046円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	40.7%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円 (潜水作業は1時間につき310円～1,500円)
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局等に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円 (爆発物処理作業は1回につき4,600円)
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1時間当たり1,900円～5,100円 ※危険を伴う場合など業務内容に応じた加算あり

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額240円～1,740円 月額4,000円（専ら従事）
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	1体1,600円（死体收容、搬送等） ※心身に著しい負担を与えると認められる場合加算あり（上限3,200円） 1体3,200円（検視、解剖補助）
感染症防疫等作業手当	保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円 （給料の調整額の支給をうけない職員の場合1,340円）
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円 ※危険を伴う場合など作業内容に応じた加算あり（上限1,680円） （福島第一原発敷地内、帰還困難区域内等での作業の場合、日額660円～40,000円）
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円（正規の勤務時間外に行われた場合975円）
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～12,800円
教育業務連絡指導手当	県立学校又は市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに関する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円（専ら従事）
技術者養成指導手当	テクノアカデミー等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円（訓練指導） 給料月額×10/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船等に乗組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円 （機関室作業の場合780円）
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う生活指導、相談、調査等の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり230円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯則事件の捜査又は漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円 （夜間の場合420円～690円）
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円 （現場での作業の場合560円）
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護又は核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センター等に勤務する医師等	専ら診療に従事した場合等	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円（専ら従事）
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間 1,200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円～350円

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（平成25年度普通会計決算見込み）	5,117,948千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	644,902円
支給実績（平成24年度普通会計決算）	5,363,582千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	687,815円

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	3,106,444千円	233,936円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る。) (支給額) 借家等：上限27,000円	一部異なる	支払家賃9,500円以上を対象	1,913,724千円	320,074円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員等で採用困難と認められる職等に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額等	一部異なる	人材確保等のため医師に対して当分の間50,000円を加算した額を支給	111,237千円	1,738,078円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額(上限50,400円)	一部異なる	運賃等相当額が61,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,026,053千円	139,398円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円 距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	406,732千円	340,932円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,825,279千円	642,703円
特勤勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額の合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	392,998千円	519,838円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			34,043千円	241,439円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			160,378千円	296,447円
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 8,000円以内で職務の級及び号給に応じた額			1,183,941千円	76,501円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額8/100の額			65,639千円	364,661円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	一部異なる	一般職員の手当額 5,300円	58,337千円	132,283円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額)	同じ	-	54,215千円	417,038円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	-	390,429千円	148,848円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	964,102千円	356,678円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	552,527千円	70,011円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	知事 1,056,000円
	副知事 875,500円
議員報酬	議長 959,500円
	副議長 855,000円
	議員 788,500円
期末手当	知事 (平成25年度支給割合)
	副知事 2.90月分
	議長 (平成25年度支給割合)
	副議長 2.90月分
	議員
退職手当	知事 算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(65/100) 支給時期: 原則として任期毎。本人から申出があった場合には、通算も可能。
	副知事 算定方式: 給料月額×在職月数×支給率(55/100) 支給時期: 原則として任期毎。本人から申出があった場合には、通算も可能。

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき5%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業(企業局)

(ア) 職員給与費の状況(平成25年度は決算見込み、平成24～23年度は決算額)

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成25年度	2,028,015	286,826	259,707	12.8
平成24年度	2,681,171	△ 316,999	279,101	10.4
平成23年度	2,328,585	263,934	292,245	12.6

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料 千円	職員手当 千円	期末手当・勤労手当 千円	計 千円 (B)	
平成25年度	30	132,415	25,916	52,305	210,636	7,021
平成24年度	32	144,491	28,463	55,067	228,021	7,126
平成23年度	32	143,601	37,907	56,320	237,828	7,432

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成25年度	49.4	381,425	585,100
平成24年度	52.1	390,083	593,805
平成23年度	50.8	390,359	619,344

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みません。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
支給額(平成25年度)	1,744千円	1,639千円
支給割合	工業用水道事業	普通会計
期末手当(平成25年度)	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤勉手当(平成25年度)	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	工業用水道事業	普通会計
役職加算	5~20%	5~20%
管理職加算	15~25%	15~25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当(平成26年4月1日現在)

1人当たり平均支給額	工業用水道事業	普通会計
自己都合(平成25年度)	0千円	6,146千円
勸奨・定年(平成25年度)	0千円	24,896千円
支給率	工業用水道事業	普通会計
自己都合 勤続20年	21.62月分	21.62月分
勤続25年	30.82月分	30.82月分
勤続35年	43.70月分	43.70月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
勸奨・定年 勤続20年	27.025月分	27.025月分
勤続25年	36.57月分	36.57月分
勤続35年	52.44月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	工業用水道事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%~20%	2%~20%

(注) 平成25年度における退職者はいません。

c 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算見込み)	0千円
支給職員1人当たり平均支給額(同上)	0千円

(注) 平成25年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算見込み)	35千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)	3,481円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	33.3%		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円~450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円~730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外 50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算見込み)	6,918千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	329,410円
支給実績(平成24年度決算)	7,541千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	327,828円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みません。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算見込み)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			4,898千円	233,238円
住居手当	知事部局に同じ			1,647千円	411,750円
通勤手当	知事部局に同じ			4,045千円	161,810円
単身赴任手当	知事部局に同じ			1,080千円	360,000円
管理職手当	知事部局に同じ			7,293千円	810,359円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(ア) 職員給与費の状況（平成25年度は決算見込み、平成24～23年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成25年度	9,332,710	△ 4,678,779	88,261	0.9
平成24年度	925,598	△ 664,073	85,197	9.2
平成23年度	477,967	△ 414,100	89,338	18.7

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成25年度	11	43,100	12,960	16,428	72,488	6,590
平成24年度	10	42,424	12,214	15,435	70,073	7,007
平成23年度	11	42,932	14,509	16,356	73,797	6,709

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳 月	円	円
平成25年度	42.5	332,878	549,151
平成24年度	41.7	339,648	547,445
平成23年度	41.8	340,573	572,069

(注) 平均月収額には、期末手当・勤労手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤労手当

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
支給額（平成25年度）	1,493千円	1,639千円
支給割合	地域開発事業	普通会計
期末手当（平成25年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤労手当（平成25年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	地域開発事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	地域開発事業	普通会計
自己都合（平成25年度）	0千円	6,146千円
勲奨・定年（平成25年度）	0千円	24,896千円
支給率	地域開発事業	普通会計
自己都合		
勤続20年	-	21.62月分
勤続25年	-	30.82月分
勤続35年	-	43.70月分
最高限度額	-	52.44月分
勲奨・定年		
勤続20年	-	27.025月分
勤続25年	-	36.57月分
勤続35年	-	52.44月分
最高限度額	-	52.44月分
その他の加算措置	地域開発事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	-	2%～20%

(注) 平成25年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	0千円
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	0千円

（注）平成25年度における支給対象者はいません。

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	2千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	2千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	9%
手当の種類（手当数）	1

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現場において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	6,223千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	777,815円
支給実績（平成24年度決算）	4,351千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	543,830円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度普通会計決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			840千円	168,000円
住居手当	知事部局に同じ			941千円	313,800円
通勤手当	知事部局に同じ			2,911千円	323,391円
管理職手当	知事部局に同じ			2,043千円	680,900円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

（ア）職員給与費の状況（平成25年度は決算見込み、平成24～23年度は決算額）

区分	総費用	純損益又は 実質収入	職員給与費	人件費率
	千円 (A)	千円	千円 (B)	% (B/A)
平成25年度	7,435,422	△ 655,834	3,953,365	53.2
平成24年度	12,722,000	△ 975,774	7,468,432	58.7
平成23年度	12,492,837	△ 946,339	7,303,694	58.5

区分	職員数 人 (A)	給与費				1人当たり 給与費 千円 (B/A)
		給料	職員手当	期末手当・勤労手当	計	
		千円	千円	千円	千円 (B)	
平成25年度	416	1,597,185	546,758	561,505	2,705,448	6,503
平成24年度	683	2,801,817	1,007,502	1,020,505	4,829,824	7,071
平成23年度	717	2,913,799	1,019,557	1,072,035	5,005,391	6,981

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

（イ）職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
		歳 月	円	円
医師	平成25年度	47.9	504,902	1,480,991
	平成24年度	45.1	569,785	1,551,544
	平成23年度	45.3	553,361	1,494,099
看護師	平成25年度	43.4	316,886	488,491
	平成24年度	44.3	341,467	531,203
	平成23年度	43.7	335,401	517,438
事務職	平成25年度	42.5	331,754	566,396
	平成24年度	46.7	337,672	546,490
	平成23年度	44.2	344,579	553,978

（注）平均月収額には、期末手当・勤労手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤労手当

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
支給額（平成25年度）	1,522千円	1,639千円
支給割合	病院事業	普通会計
期末手当（平成25年度）	2.55月分	2.55月分
再任用職員	(1.40月分)	(1.40月分)
勤労手当（平成24年度）	1.35月分	1.35月分
再任用職員	(0.65月分)	(0.65月分)
加算措置の状況	病院事業	普通会計
役職加算	5～20%	5～20%
管理職加算	15～25%	15～25%

(注) 加算処置とは、職制上の段階、職務の級等による加算措置です。

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

1人当たり平均支給額	病院事業	普通会計
自己都合（平成25年度）	6,029千円	6,146千円
勲奨・定年（平成25年度）	23,708千円	24,896千円
支給率	病院事業	普通会計
自己都合 勤続20年	21.62月分	21.62月分
勤続25年	30.82月分	30.82月分
勤続35年	43.70月分	43.70月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
勲奨・定年 勤続20年	27.025月分	27.025月分
勤続25年	36.57月分	36.57月分
勤続35年	52.44月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	病院事業	普通会計
定年前早期退職特別措置	2%～20%	2%～20%

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	19,814千円		
支給職員1人当たり平均支給額（同上）	943,551円		
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	21人	0%

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算見込み）	80,080千円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	221,830円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	87.40%
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	支給対象職員等	支給対象事業の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した医師又は看護師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音、悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において、一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～160,000円
災害応急作業等手当	病院事業職員	東日本大震災に対処するため一定の区域内で行われる作業に従事した場合	日額660円～40,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算見込み）	127,172千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	305,701円
支給実績（平成24年度決算）	312,547千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	457,609円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成25年度決算見込み）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			37,380千円	217,323円
住居手当	知事部局に同じ			19,999千円	307,672円
通勤手当	知事部局に同じ			54,719千円	188,039円
単身赴任手当	知事部局に同じ			2,389千円	398,210円
管理職手当	知事部局に同じ			13,851千円	266,361円
特勤勤務手当	知事部局に同じ			1,478千円	184,771円
宿日直手当	知事部局に同じ			25,775千円	1,120,643円
夜勤手当	知事部局に同じ			33,416千円	123,305円
休日給	知事部局に同じ			55,221千円	203,768円
寒冷地手当	知事部局に同じ			19,517千円	68,965円
初任給調整手当	知事部局に同じ			112,753千円	5,369,210円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）、1週間について38時間45分です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができますことになっています。

平成25年の1人当たりの平均使用日数（対象：知事部局職員（非現業の一般職員））は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
9.3日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成26年4月1日現在、同委員会規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内（子2人以上の場合10日以内）
9 短期介護休暇	5日以内（要介護者2人以上の場合10日以内）
10 生理休暇	その都度2日以内
11 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
12 結婚休暇	7日以内
13 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
14 夏季休暇	5日以内
15 ボランティア休暇	5日以内
16 骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供の休暇	必要と認められる期間
17 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
18 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
19 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 地震、水害、火災その他の災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
22 地震、水害、火災その他の災害による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
23 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
24 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の通勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成25年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	10
女性職員	20
計	30

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成25年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業等対象者数)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	13	1	0	534	11	0	0
	0	0	0				
女性職員	308	37	3	316	308	4	2
	422	24	7				
計	321	38	3	850	319	4	2
	422	24	7				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成25年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成24年度以前から25年度にかけて引き続けている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成25年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成24年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)が取得可能となったが、平成25年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありません。

(2) 自己啓発等休業の利用状況

自己啓発等休業は、職員が大学等課程の履修や国際貢献活動に参加する場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資すると認められるときに、大学等課程の履修のための休業については2年、国際貢献活動のための休業については3年を超えない範囲で取得できるものです。

なお、休業中の給料月額や職務関連の手当については、支給されません。また、当該休業の全期間又は2分の1に相当する期間は、退職手当の計算に係る在職期間から除算されます。

平成25年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

平成25年度の取得者数		平成25年度中に新たに取得した職員						
	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学院・大学	その他	JICA等	姉妹都市等	その他
男性職員	0 ----- 1	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1 ----- 1	1	0	0	0	0	0	0
計	1 ----- 2	1	0	0	0	0	0	0

(注) 「取得者数」の欄の上段は、平成25年度中に新たに取得した者、下段は平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続いている者の数です。

(単位：人)

	取得者数	承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0
計	1	0	1	0

(注) 平成25年度中に新たに取得した者の数です。

※平成26年7月4日からの施行

○配偶者同行休業

配偶者同行休業は、職員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）が外国での勤務、事業経営、大学における修学等のため、外国に住所を定めて6月以上滞在し、職員が当該配偶者と生活を共にする場合において、公務の運営に支障がないと認められるときに、3年を超えない範囲で取得できるものです。

なお、休業中の給料月額や職務関連の手当については、支給されません。また、当該休業の期間は、退職手当の計算に係る在職期間から除算されます。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成25年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	227	0	227
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	227	0	227
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

2 分限処分者数

(1) 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

(2) 平成25年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

(3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。

(4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成25年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	9	2	2	14
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1	2	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	4	6	3	5	18
合 計	6	17	5	7	35

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	4	8	0	5	17
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	1	0	4	0	5
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	1	9	1	2	13
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	6	17	5	7	35

6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成25年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めている。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>
福島県公営企業管理者	<p>職員のサービス規律の厳正な保持に係る総務部長通知に基づき、局内及び出先機関の職員に対して徹底を図った。</p>	<p>コンプライアンス委員会の開催</p>
病院事業管理者	<p>○選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知 ○7月、12月及び3月期において事故防止、サービス規律保持の通知 ○職員にサービス規律違反が発生した場合は、随時規律保持徹底の通知 ○福島県倫理条例に基づく、各所属に対する四半期ごとの報告（贈与の有無に関わらない。）の義務付け</p>	<p>文書による通知、各所属内の会合、回覧等</p>
教育委員会	<p>○平成25年5月15日（水）に「体育・運動部活動指導者等研修会」を開催し、授業や運動部活動における適切な指導の在り方について研修を行った。</p> <p>○平成25年5月下旬から6月上旬にかけて、市町村立小・中・特別支援学校及び県立学校等の教頭等を対象として、学校事故防止対策協議会を県内7地区で開催し、不祥事根絶に向けた意識改革を図った。</p> <p>○平成25年6月に教育センター研修として「校長のためのマネジメント研修」（2日）及び、9月に「教頭のためのマネジメント研修」（1日）を実施し、危機管理に対する対応等の管理職としての意識向上を図った。</p> <p>○平成25年7月を「不祥事根絶推進月間」に設定した。</p> <p>○平成25年8月、教育庁幹部職員が教育課程説明会（県内5箇所で開催）に出席し、教育庁幹部によるサービス倫理意識向上に係る講話を実施した。</p> <p>○平成25年10月から12月にかけて、教育庁幹部等によるサービス倫理対策等に係る学校訪問を全県立学校について実施した。</p> <p>○平成25年11月29日（金）に「福島県サービス倫理推進員研修会」を実施し、各校の職員の代表が参加、受講した。</p> <p>○職員課及び各人事主管課から不祥事の根絶に向けての通知を行った。</p>	<p>研修受講者が各勤務所に戻り伝達講習を行うことで、適切な指導の在り方を周知するとともに、改めて体罰の根絶に努めるよう指示・伝達した。</p> <p>教育長等が、サービス規律の遵守について教頭等に対して直接講話し、管理職の意識改革を促すとともに、教職員の意識改革に向けた取組を働き掛けた。</p> <p>「組織マネジメント」「非常時の対応」「危機管理」に対する対応や知識の習得を図り、サービス監督者と連携して具体的に校内で不祥事対策を行うための取組を周知徹底した。</p> <p>教職員個々の不祥事根絶意識醸成を目的とし、また、各所属で不祥事根絶のための取組を再検証するよう指示した。</p> <p>各学校の教職員に対して、サービス規律の遵守や不祥事防止の捉え方及び県民の期待に応える教職員の在り方について直接働き掛けた。</p> <p>教職員に対し、教育公務員としての自覚と自戒を持ち、高い倫理観と自律心を堅持することを改めて訴えた。</p> <p>全公立学校からサービス倫理推進員1名が受講し、教職員の不祥事の現状や防止策について認識を新たにすることで、職場での不祥事防止の取組の活性化を図った。</p> <p>サービス規律の遵守について各所属長と各学校のサービス倫理委員会に周知徹底を図った。</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	○平成26年3月に過去の事案分析等を含む「信頼される学校づくりを職場の力で」【改訂版】を作成し、県立学校及び市町村立学校に通知した。	各学校等において、服務倫理委員会等で過去の教職員による不祥事に係る処分事案の分析等を踏まえ、具体的かつ実効のある取組に努めるよう指示した。
警察本部長	警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。	文書による通知、機会教養及び各種会議

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成25年度の研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	研修名	受講者数 (人)						合計	
		知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他		
基本研修	新採用職員	640	4	20	66	0(18)	2	732	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修 (研修区分 初任科)
	基礎力アップ研修	77	0	9	9	6	1	102	
	応用力アップ研修	72	0	9	13	16	0	110	
	実行力アップ研修	106	1	7	16	0(11)	4	134	(研修区分 主任任用科)
	総合力アップ研修	69	0	0	83	0	0	152	
	新任係長研修	213	0	4	27	0(14)	2	246	(研修区分 係長、課長補佐任用科)
	新任管理者研修	95	1	1	18	0	1	116	
	新任課長研修	64	1	1	6	0	2	74	
	新任管理者特別研修	91	1	1	18	0	0	111	
	任期付職員研修	212	0	2	7	0	0	221	
計	1,639	8	54	263	22(43)	12	1,998		
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	2	0	4	2	10(50)	0	18	(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	4	0	0	0	1	0	5	
	協働・対人能力開発	2	0	1	2	8	0	13	
	マネジメント能力養成	11	0	0	0	1	0	12	
	指導者養成	15	0	1	2	0	0	18	
	行政経営セミナー	57	0	0	9	0	0	66	
	計	91	0	6	15	20(50)	0	132	
派遣研修	10	0	0	0	0	0	10		
合計	1,740	8	60	278	42(93)	12	2,140	()は外数	

イ 教育職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
基本研修	初任者研修	現職研修の第一段階として、新任の教員に対し実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、初任者研修を採用の日から一年間にわたり実施する。	231 (幼47、小47、中35、県立77、養22、栄3)
	経験者研修Ⅰ	初任者研修に引き続き、5年程度の教職経験者等に対して行うもので、5年程度の経験を基盤に、教科指導や生徒指導等の力量の向上を図るとともに、社会の変化に対応した教育課題等について実践的な研修を進める。	156 (小26、中37、県立74、養13、栄6)
	経験者研修Ⅱ	教職経験10年程度の教員は、校内外において学校教育活動の実践的な場で中核的立場を占める位置にあり、さらに、それまでの実績に裏打ちされた新たな視点、力量の向上及び指導法の工夫改善が必要となる時期でもある。 そのため、10年程度の教職経験者等に対し、教科指導や生徒指導等、職責遂行上必要な専門的知識、技能等の資質及び能力の向上を図るとともに、教科経営、学級・学年経営及び校務分掌のリーダーとしての力量の向上を図る。	222 (幼19、小49、中54、県立90、養10)
	経験者研修Ⅲ	初任者研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱの内容を踏まえ、経験20年程度の実績等に留意し、教員個々の専門的知識・能力の深化や伸長を図るとともに、学級・学年経営等、全校的視野での教育活動の推進的立場として、広い視野に立った教育実践について力量の向上を図るため、各種の研修会等を経験者研修Ⅲと位置付けて行う。	74 (県立74)

ウ 公安職

研修区分	研修名	概要	受講者数(人)
任用科	県警察学校	警部、警部補及び巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図る。 また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	109
	管区警察学校		121
	警察大学校		43
専科等	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	705
	管区警察学校		67
	警察大学校		68

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等（病院局含む）

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、法第40条の規定に基づき、職員の能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	① 評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 ② 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成25年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって事務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員の能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、職員の適正かつ公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての県立学校の教員及び市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月以内の期間を定めて任用されている職員 ・ 非常勤の職員 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については、当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として平成25年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務成績の評定の目的	勤務成績の評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務成績の評定は、次に掲げる職員以外の全ての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方警務官 ・ 県本部の部長 ・ 臨時的任用職員 ・ 非常勤嘱託職員のうち教育主事及び警察医
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。（非常勤嘱託員は、4月1日から9月30日までと10月1日から3月31日までの2回とし、10月1日及び3月31日現在で実施しました。）
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「定期健康診断」、「特別健康診断」等の各種健康診断を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成25年度の実施状況は、次のとおりです。

(7) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（病院局、教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
胸部健康診断	県	4,009	3,794	94.6
特別健康診断	県	6,066	5,184	85.5
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,801	3,754	98.8
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,566	1,539	98.3
新規採用職員健康診断	県	447	446	99.8
婦人科健康診断（子宮がん）	県	389	347	89.2
婦人科健康診断（乳がん）	県	171	163	95.3
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,506	1,483	98.5
VDT作業従事職員健康診断	県	6,664	6,664	100.0

（注）特別健康診断の対象者数及び受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	284	268	94.4
特別健康診断	病院局	333	309	92.8
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	199	191	96.0
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	85	77	90.6
新規採用職員健康診断	病院局	16	15	93.8
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	63	58	92.1
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	43	42	97.7
人間ドック健康診断	県 共済組合	90	90	100.0
VDT作業特定従事職員健康診断	病院局	84	84	100.0

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県(教)	155	155	100.0
教職員定期健康診断	県(教)	6,770	6,750	99.7
教職員結核健康診断	県(教)	6,770	6,400	94.5
VDT作業従事教職員健康診断	県(教)	4,693	4,285	91.3
教職員人間ドック	共済組合 県(教) 市町村 互助会	6,048	5,316	87.9
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県(教)	5,870	3,750	63.9
警戒区域で業務に従事した職員の健康診断	県(教)	464	454	97.8

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
生活習慣病検診	県(警) 共済組合	3,868	3,825	98.9
雇入時健康診断	県(警)	205	205	100.0
特別健康診断	県(警)	58	56	96.6
婦人科検診	県(警)	277	231	83.4

(イ) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

(単位:人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	189
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	480
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	125
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	846
メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会	心の健康づくり	県	115
特定健康診査・ 特定保健指導事業	特定健康診査	共済組合	※4,403
	特定保健指導		199

※ 被扶養者を含む。

b 教育委員会

(単位：人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県（教）	179
教職員メンタルヘルスカウンセリング事業	常勤講師等臨時的任用教職員に対するカウンセリング	県（教）	3
ふくしま教職員こころのケア事業	共済組合員に対するカウンセリングやメンタルケアの講師派遣等	共済組合	718
メンタルヘルスセミナー	心の健康づくりに関するセミナーの実施	共済組合	184
ストレスチェック事業	共済組合員を対象にストレスチェックを実施し、結果に応じたアドバイスや受診勧奨を行う。また、所属に対する説明や助言を行う。	共済組合	6,220

c 警察本部

(単位：人)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康管理指導	健康管理の集団指導	県（警）	2,637
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県（警）	352
ライフプラン研修会	生きがい、家庭経済及び健康管理	県（警）	420

(2) 公務災害等の状況

区分	平成24年度末未認定件数	平成25年度中申請件数	平成25年度中認定状況				平成25年度末未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	3	155	154	0	0	154	4
通勤災害	0	21	21	0	0	21	0
合計	3	176	175	0	0	175	4

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立制度

法第49条の規定により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成25年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成25年度）」3及び4のとおりです。

9 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成25年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	1	1	0
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	0	0	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(2) 職員に対する働き掛けに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働き掛けを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成25年度の状況)

働き掛けを受けた案件 なし

II 福島県人事委員会の業務報告（平成25年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

試験の種類			試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大学卒程度			H25.4.30	H25.4.30～5.24	H25.6.30	H25.7.25～7.31	H25.8.16
資格免許職			H25.4.30	H25.8.5～8.23	H25.9.29	H25.10.28～10.29	H25.11.15
高校卒程度			H25.4.30	H25.8.5～8.23	H25.9.29	H25.10.28～10.29	H25.11.15
民間企業等職務経験者			H25.4.30	H25.8.5～8.23	H25.9.29	H25.11.19～11.20	H25.12.13
警察官	通常試験	警察官A	H25.4.30	H25.4.30～5.31	H25.7.14	H25.8.26～8.29	H25.10.4
		警察官B	H25.4.30	H25.7.12～8.9	H25.9.22	H25.11.5～11.8	H25.12.13
	特別募集	警察官A	H25.3.26	H25.3.26～4.12	H25.5.12	H25.6.25～6.28	H25.8.16
市町村立学校栄養職員			H25.4.30	H25.8.5～8.23	H25.9.29	H25.10.28～10.29	H25.11.15
市町村立学校事務職員			H25.4.30	H25.8.5～8.23	H25.9.29	H25.10.28～10.29	H25.11.15

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 (a)	受験者数 (b)	受験率 (b/a)	第1次試験 合格者数	最終 合格者数 (c)	競争倍率 (b/c)
大 学 卒 程 度	行政事務	130	1,204(354)	837(238)	69.5	237(57)	151(41)	5.5
	警察事務	8	56(30)	44(20)	78.6	18(6)	8(3)	5.5
	農業	16	80(32)	65(24)	81.3	32(14)	18(10)	3.6
	農業土木	11	31(6)	18(4)	58.1	15(2)	12(2)	1.5
	林業	9	30(10)	22(9)	73.3	18(7)	12(6)	1.8
	土木	32	81(6)	61(5)	75.3	44(3)	36(3)	1.7
	建築	4	30(8)	24(6)	80.0	14(4)	5(2)	4.8
	化学	10	81(13)	63(9)	77.8	22(2)	11(1)	5.7
	農芸化学	3	22(10)	15(5)	68.2	11(4)	8(3)	1.9
	薬学	3	2(1)	2(1)	100.0	2(1)	1(0)	2.0
	畜産		()	()		()	()	
	水産	3	18(2)	14(1)	77.8	11(1)	5(0)	2.8
	機械	3	21(1)	12(0)	57.1	10(0)	5(0)	2.4
	心理判定員		()	()		()	()	
小計	232	1,656(473)	1,177(322)	71.1	434(101)	272(71)	4.3	
資 格 免 許 職	司書	4	87(67)	74(59)	85.1	14(9)	4(2)	18.5
	栄養士	2	28(25)	22(19)	78.6	7(6)	2(2)	11.0
	小計	6	115(92)	96(78)	83.5	21(15)	6(4)	16.0
高 校 卒 程 度	行政事務	22	186(79)	165(74)	88.7	53(18)	31(10)	5.3
	警察事務	5	57(35)	53(33)	93.0	18(10)	5(4)	10.6
	農業土木		()	()		()	()	
	林業		()	()		()	()	
	土木	4	2(0)	2(0)	100.0	2(0)	2(0)	1.0
	小計	31	245(114)	220(107)	89.8	73(28)	38(14)	5.8
民 間 職 務 経 験 者	行政事務	8	299(63)	221(48)	73.9	23(6)	10(5)	22.1
	土木	4	48(3)	41(3)	85.4	15(0)	6(0)	6.8
	小計	12	347(66)	262(51)	75.5	38(6)	16(5)	16.4
警 察 官 試 験	通常試験							
	警察官A(男性)	68	531	385	72.5	254	79	4.9
	警察官A(女性)	16	127(127)	90(90)	70.9	72(72)	18(18)	5.0
	警察官B(男性)	74	337	274	81.3	229	71	3.9
	警察官B(女性)	12	92(92)	81(81)	88.0	54(54)	12(12)	6.8
	小計	170	1,087(219)	830(171)	76.4	609(126)	180(30)	4.6
	特別募集							
警察官A(男性)	50	239	201	84.1	185	53	3.8	
警察官A(女性)	5	28(28)	24(24)	85.7	23(23)	7(7)	3.4	
小計	55	267(28)	225(24)	84.3	208(23)	60(7)	3.8	
市町村立学校栄養職員		4	38(35)	36(33)	94.7	15(13)	4(4)	9.0
市町村立学校事務職員		16	81(38)	73(33)	90.1	34(15)	16(11)	4.6
合計		526	3,836(1,065)	2,919(819)	76.1	1,432(327)	592(146)	4.9

(注) 表中の()内の数字は女性であり、内数です。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

(単位：人)

給料表	採用・昇任の別 任命権者 職の区分	採 用				昇 任					
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政 職	部長相当職	2				2	12				12
	部次長相当職						26	2	1	1	30
	課長相当職	3	11		1	15	80	27	5	3	115
	副課長相当職		1			1	169	4	13	3	189
	主査相当職	3		1		4	100	9	8	4	121
	上級係員	7	1			8					
	係員	18	1	6		25					
	計	33	14	7	1	55	387	42	27	11	467
公安 職	警視(部長)			1		1			12		12
	警視(課長)			5		5			21		21
	警部			7		7			43		43
	警部補			22		22			42		42
	巡査部長			67		67			4		4
	巡査			74		74					
	計			176		176			122		122
研究 職	研究所長相当職						6		1		7
	研究部長相当職						3				3
	研究主任相当職		1			1	1				1
	上級研究員										
	研究員	2	3			5					
	計	2	4			6	10		1		11
医療 職(一)	病院長相当職	1				1	2				2
	診療部長相当職				1	1				2	2
	医長相当職						1				1
	医員	5				5					
	計	6			1	7	3			2	5
医療 職(二)	医療所長相当職						2				2
	医療部長相当職	2				2	5				5
	医療主任相当職						5			2	7
	上級医療係員	1				1					
	医療係員	6			1	7					
	計	9			1	10	12			2	14
医療 職(三)	看護部長相当職A						1				1
	看護部長相当職B	1			1	2	7			5	12
	看護師長相当職				3	3	2			7	9
	上級看護係員	1			4	5					
	看護係員	8			3	11					
	計	10			11	21	10			12	22
事務 職	副課長相当職							13			13
	主査相当職							8			8
	上級係員										
	係員										
	計							21			21
医療 職	医療主任相当職							2			2
	上級医療係員										
	医療係員										
	計							2			2
教育 職	主任管理主事										
	管理主事		26			26					
	計		26			26					
合	計	60	44	183	14	301	422	65	150	27	664

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 求 求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給与											
旅費		1(3)	1	(2)			1(1)			1	0
勤務時間		1(4)	1	(1)					1(3)	1	0
休暇											
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
その他											
計		2(7)	2	(3)			1(1)		1(3)	2	0

(注) 表中の()内の数字は、要求事項の内訳数を記載。

(2) 完結事案一覧表

事案名	要 求 者	当 局	要 求 内 容	完結年月日	判 定
25(措)1号	県職員	知事	勤務時間等	平成25年12月18日	棄却 却下
25(措)2号	公立学校教員	県教育委員会	旅費等	平成25年10月31日 平成26年2月27日	却下 容認

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 上 げ	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分 限 処 分	降 給										
	降 任										
	休 職										
懲 戒 処 分	分限免職										
	戒 告	105		105		71				71	34
	減 給										
懲 戒 処 分	停 職										
	懲戒免職	2	1	3					3	3	0
転 任											
そ の 他											
計	107	1	108		71				3	74	34

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
23(不)2号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	平成25年4月19日	請求棄却
24(不)1号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	平成25年12月18日	請求棄却
25(不)1号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(免職)	平成26年3月24日	請求棄却
57(不)177号他70	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(戒告)		取 下 げ

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 9件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

自治労福島県職員労働組合
 福島県高等学校教職員組合
 福島県立高等学校教職員組合
 福島県教職員組合
 福島県学校事務労働組合

イ 平成25年度変更登録年月日とその内容

自治労福島県職員労働組合 平成25年4月24日（役員の変更）
 福島県立高等学校教職員組合 平成25年5月2日（役員の変更）
 福島県教職員組合 平成25年4月15日（役員の変更）
 福島県学校事務労働組合 平成25年5月7日（役員の変更）

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

機関の廃止により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正
 平成25年6月7日

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第1第11号	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	0	139	100	239

イ 解雇予告除外認定

1件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況（平成25年度末現在）

（基数）

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン
設置数	72	23	—
性能検査	60	21	—
落成検査	1	1	—
廃止報告	3	2	—

職員の給与等に関する報告の概要

平成25年10月4日
福島県人事委員会

<本年の報告のポイント>

- 職員の給与に関する報告
 - ・ 月例給、特別給（期末・勤勉手当）ともに改定なし
 - ・ 給与改定の勧告は行わない
- 人事管理の課題に関する報告
雇用と年金の接続など4項目
- 適正な給与の確保の要請

I 職員の給与に関する報告

1 民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員の給与と民間給与（企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の854の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した176事業所の給与）の調査を実施した結果、職員の給与と民間給与との較差等は次のとおり

(1) 月例給

	職員給与月額 (a)	民間給与月額 (b)	較 差 (b)-(a)
減額措置前 (減額措置後)	382,330円 (377,386円)	382,390円	60円 (0.02%) (5,004円 (1.33%))

※ 「減額措置後」の額は、特例条例により、平成23年4月1日から本年6月30日まで、管理職員を対象に給料が5%、給料の特別調整額（管理職手当）が10%～20%減額措置されていたため、参考として示した。

なお、本年7月1日からは、臨時特例条例により、平成26年1月31日まで、全職員を対象に給料が4.77%～9.77%、給料の特別調整額（管理職手当）が10%減額措置されている。

(2) 特別給（ボーナス）

職員の年間支給月数 (a)	民間の年間支給割合 (b)	差 (b)-(a)
3.90月	3.91月	0.01月

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合

2 本年の給与の改定等

(1) 月例給

職員の給与が民間給与を下回ったものの、本年の較差が極めて小さく、給料表等の適切な改定を行うには十分でないこと等を考慮し、改定なし

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の特別給の年間支給割合が、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と均衡していることから、改定なし

3 その他の課題

人事院は、給与制度を総合的に見直し、地域間の給与配分の在り方や世代間の給与配分の在り方等について検討を進めることとしており、本県においても、国及び他の地方公共団体の動向等を注視していく必要

Ⅱ 人事管理の課題に関する報告

1 雇用と年金の接続

(1) 雇用と年金の確実な接続のための取組

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、現行の再任用制度を活用し、フルタイムのほか必要に応じて短時間勤務による再任用を行うなど柔軟な制度運営により、職員の雇用と年金を確実に接続する必要

(2) 再任用職員の給与

人事院は、来年度、民間再雇用者の給与の具体的な実態を把握した上で、必要な検討を進めることとしており、本県においても、国及び他の地方公共団体の動向等を注視しつつ、再任用職員の実態等を踏まえて検討していく必要

2 人材の確保・育成等への取組

(1) 人材の確保

震災からの復興への対応のため、引き続き様々な方策により人員を確保していく必要があることから、仕事のやりがいなど県職員の魅力を伝える効果的な広報活動の展開により意欲ある受験者の獲得に努め、復興の原動力となる人材を確保する必要

(2) 人材の育成

新採用職員が職場へ速やかに適応し、業務遂行能力を早期に発揮できるよう「新採用職員サポート制度」を引き続き効果的に実施するとともに、復興のための人材育成のツールとして「新たな人事評価制度」の活用を推進する必要

3 勤務環境の整備

(1) 復興事業の加速化等の公務が円滑に執行されるためには、職員一人一人が心身共に健康であることが重要

(2) 恒常的な長時間の勤務は職員の心身への影響も大きいことから、管理職員による業務管理の徹底や更なる超過勤務縮減の取組等が必要

(3) 復興事業等が長期化する中で、疲労やストレスの蓄積により心身の故障者が増加する懸念もあることから、ストレス予防に関する研修や相談体制の整備、再発予防支援等に、引き続き取り組むことが必要

(4) 職員が心身共に健康で職務に従事するためには、仕事と生活の調和を図ることが重要であり、育児や介護に関する両立支援制度の利用しやすい環境作りに努め、職員の健康管理やストレス予防に万全を尽くしていくことが必要

(5) 配偶者帯同休業制度の導入については、国における法律の整備状況等を踏まえながら、検討を進めることが必要

4 公務員倫理の徹底

職員一人一人が改めて、飲酒運転や不適切な事務処理等により県民の信頼を大きく失墜させている事態を重く受け止め、これまで以上に厳正な服務規律の確保と高い公務員倫理の保持について、より一層の徹底を図ることが必要

Ⅲ 適正な給与の確保の要請

職員の給与は、労働基本権制約の代償措置として行われる本委員会の給与勧告に基づき決定されるべきであることから、臨時特例条例による給与の減額措置が終了する平成26年2月以降の職員の給与については、本委員会が既に示している適正な給与水準を確保するよう要請